

消費者市民社会普及啓発業務委託
企画提案説明会・選考委員会の実施結果について

1 業務委託名、業務委託内容及び履行期限

(1) 業務委託名

消費者市民社会普及啓発業務委託

(2) 業務委託内容

ア 動画の制作等

イ 動画の放映等

ウ 成果物の提出

(3) 履行期限

契約締結日～令和3年3月26日

2 担当部課

経済労働局産業政策部消費者行政センター

3 受託者名及び受託者を特定した日

(1) 受託者名

株式会社 文化工房

(2) 受託者を特定した日

令和2年7月31日(金)

4 選定経過

(1) 委員会の開催状況

令和2年7月31日(金)に企画提案説明会・選考審査委員会を実施

(2) 提案者数

4者

(3) 評価基準

企画提案の視点・内容、企画の工夫、事業執行体制、事業効率性の4点の評価項目ごとに次により評価を行った。

優「5」・良「4」・標準「3」・劣「2」・悪「1」

(4) 受託者の特定理由

令和2年7月31日(金)に開催した企画提案説明会選考審査委員会における審議の結果、株式会社 文化工房においては、「企画提案の視点・内容」、「企画の工夫」等において評価をされ、成果が期待できることから、「消費者市民社会普及啓発業務委託」の受託者として特定することが適当である、と結論した。